

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○ 地籍調査事業計画の策定	(地域復興支援課)	一
○ 生活保護法による施術者の指定	(社会福祉課)	一
○ 生活保護法による指定介護機関の指定	(同)	二
○ 生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	八
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	九
○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	一〇
○ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	一一
○ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	一一
○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	一一
○ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	一二
○ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	一三
○ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	一三
○ 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(五件)	(農林水産経営支援課)	一四
○ 認証食品の認証	(食産業振興課)	一五
○ 道路の区域変更	(道 路 課)	一五
○ 道路の供用開始(二件)	(同)	一六
○ 土地改良区役員の退任の届出	(大河原地方振興事務所)	一六
○ 採石業務管理者試験の実施	(産業立地推進課)	一六
○ 平成二十六年度砂利採取業務主任者試験の実施	(同)	一七

ページ

告 示

- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 一七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(三件) (高校教育課) 一八
- 選挙管理委員会
- 不在者投票を管理すべき施設の指定等 二四

○宮城県告示第六百六十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十六年地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査区域

名 称	調 査 区 域
東松島市	上山ノ坊の一部

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名(施術者の名称)	施術所の所在地	指定年月日
奥津 武蔵 (鍼灸マツサージ治療院 むさし)	石巻市千石町三十七	平成二十六年七月一日
三浦 雄大 (ミウラ鍼灸整骨院)	石巻市蛇田字新下沼五十三一	平成二十六年七月一日

二 訪問入浴介護

伊藤 嘉晃 (泉沢はり灸整骨院)	塩竈市泉沢町十四ー四	平成二十六年七月一日
久野 泰聖 (やす・マッサージ)	塩竈市玉川三ー五ー三十四	平成二十六年七月一日
阿部 千代人 (潮見治療院)	気仙沼市田中前四ー七ー五	平成二十六年七月一日
渡辺 晴美 (はりきゅうタンポポ)	名取市増田五ー一ー五ー二階	平成二十六年七月一日
荒川 真那美 (株式会社フレアス)	仙台市若林区卸町五ー二ー十卸町斎喜ビル五〇一	平成二十六年七月一日
菅 仁 (治療院minin)	名取市ゆりが丘四ー一ー一十八	平成二十六年七月一日
関谷 英樹 (関谷治療院)	名取市ゆりが丘五ー二ー七	平成二十六年七月一日
酒井 明彦 (指圧・鍼灸酒井治療室)	名取市ゆりが丘一ー一七ー七	平成二十六年七月一日
久保 比呂恵	名取市美田園四ー六ー二十	平成二十六年七月一日
阿部 寿美恵 (えびす鍼灸整骨院)	仙台市太白区長町南四ー六ー六オフィスTKビル一〇二	平成二十六年七月一日
阿部 伸一 (阿部伸一治療院)	多賀城市下馬三ー六ー二十三	平成二十六年七月一日
鷹取 愛 (株式会社フレアス)	仙台市若林区卸町五ー二ー一五〇一	平成二十六年七月一日
濱松 伸也 (仙台和楽堂治療院)	仙台市太白区柳生七ー一ー一九B二〇	平成二十六年七月一日
森 英城 (快裕堂鍼灸院)	岩沼市中央三ー二ー二十二	平成二十六年七月一日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問介護ステーションハウス・クルーナとり	名取市杜せきのした五丁目十二番地七	医療法人一秀会	栗原市金成末野台下三十一番地一	平成二十六年六月一日
訪問介護アン・サン・ブル	多賀城市高橋二丁目十四ー十五鈴勝店舗四号	株式会社ヴァーベナ	青森県青森市西滝二丁目二十三ー二十一	平成二十六年五月一日
いんすばいあ	岩沼市中央一丁目二番十三号	株式会社日本社会福祉総合研究所	大阪府高槻市栄町四丁目十五番一号	平成二十六年六月一日

一 訪問介護

○宮城県告示第六百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

中島 正彦 (中島整骨院)	登米市米山町西野字西野前百三十一	平成二十六年七月一日
西藤 実 (西藤鍼灸院)	柴田郡大河原町大谷字原前十七ー二	平成二十六年七月一日
三嶋 美樹 (すがわら鍼灸接骨院)	宮城郡利府町青葉台二ー九十九	平成二十六年七月一日
菅原 久義 (すがわら鍼灸接骨院)	黒川郡富谷町明石台五ー一ー十三	平成二十六年七月一日
西村 上仁 (西村鍼灸整骨院)	黒川郡大衡村字大衡字五反田四ー二十九	平成二十六年七月一日
櫻井 日向 (北四番丁治療院)	仙台市青葉区上杉一ー十四ー十五グランスポール内	平成二十六年七月一日
樋口 秀吉 (樋口鍼灸院)	宮城郡松島町手樽字茨崎十八ー十一	平成二十六年七月一日
武田 慎吾 (株式会社フレアス)	仙台市若林区卸町五ー二ー一五〇一	平成二十六年七月一日

事業所の名称 JAみどりのふれ愛福祉センター 小牛田	事業所の所在地 遠田郡美里町中埜字卯時三ー一	申請者の名称 みどりの農業協同組合	申請者の所在地 遠田郡美里町素山町一番地	指定年月日 平成二十六年六月一日
----------------------------------	---------------------------	----------------------	-------------------------	---------------------

三 訪問リハビリテーション

事業所の名称 ももせくりニック	事業所の所在地 塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	申請者の名称 医療法人財団五倫会	申請者の所在地 塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	指定年月日 平成二十六年五月十五日
介護老人保健施設グレイスガーデン	栗原市若柳福岡谷地畑浦三十五番地	医療法人財団弘慈会	栗原市若柳川北堤下二十七	平成二十六年三月二十五日

四 居宅療養管理指導

事業所の名称 ももせくりニック	事業所の所在地 塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	申請者の名称 医療法人財団五倫会	申請者の所在地 塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	指定年月日 平成二十六年五月十五日
くりはら訪問クリニック	栗原市若柳川北中町三十二ー五	斉藤群大	栗原市若柳川北中町三十二ー五	平成二十六年五月一日
ひまわり調剤薬局	東松島市矢本字南浦三十	有限会社ひまわり調剤薬局	東松島市矢本字南浦三十	平成二十五年三月一日
石垣クリニック内科循環器科	東松島市矢本字大林十四	医療法人社団石輝会	東松島市矢本字大林十四	平成二十六年二月一日
ひかり薬局大崎市民病院前	大崎市古川穂波三丁目八ー十四	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四ー三十四	平成二十六年五月一日
仙台調剤薬局大崎店	大崎市古川西館三丁目七番六号	シップヘルスケアファーマー シー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央一丁目七番地一	平成二十六年六月一日

五 通所介護

事業所の名称 ユースポ中泉デイサービス	事業所の所在地 巨理郡巨理町逢隈中泉字沼添八十三ー三	申請者の名称 株式会社ユースポーツライ フ	申請者の所在地 名取市植松字錦田四十四ー一	指定年月日 平成二十六年六月一日
ユースポ巨理デイトレセンター	巨理郡巨理町逢隈中泉字沼添七十五ー一	株式会社ユースポーツライ フ	名取市植松字錦田四十四ー一	平成二十六年六月一日
デイサービス七福	遠田郡美里町素山町六十八番地	有限会社福寿	大崎市古川中里四丁目一番十五号一〇一アーク古川	平成二十六年六月一日

六 通所リハビリテーション

ライフケアセンター名取デイサービスセンター	名取市増田字柳田三十七番地三	医療法人社団洞口会	名取市増田字柳田八	平成二十六年五月十二日
ユースポ館腰デイサービス	名取市植松字錦田四十四番地一	株式会社ユースポーツライ	名取市植松字錦田四十四番地一	平成二十六年六月一日
デイサービス八木	栗原市若柳川南八木百十三番地	株式会社ケアハウス八木	栗原市若柳川南八木百十三番地	平成二十六年四月一日

七 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
齊藤病院	石巻市山下町一丁目七番二十四号	医療法人社団仁明会	石巻市山下町一丁目七番二十四号	平成二十六年二月一日
ももせくりニック	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	医療法人財団五倫会	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	平成二十六年五月十五日

八 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホーム恵み野	岩沼市押分字新田東百九一	社会福祉法人ライフケア赤井江	岩沼市押分字新田東百九一	平成二十六年六月一日
特別養護老人ホーム柳風園	登米市津山町柳津字黄牛新山窪百二十五番地	社会福祉法人清山会	登米市津山町柳津字黄牛新山窪百二十五番地	平成二十六年四月一日
オークの森ショートステイ	大崎市古川清水柳ノ内十四	株式会社永愛	仙台市若林区土樋二百八十七番地五	平成二十六年四月一日

九 特定施設入居者生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
愛の家グループホーム石巻開北	石巻市開北二丁目十二番五十号	メディアカル・ケア・サービス東北株式会社	仙台市宮城野区岩切字稻荷百九十三番地二	平成二十六年六月一日
グループホームすみちゃんの家	東松島市小野字中の関六番二	社会福祉法人ことぶき会	東松島市小野字中の関六番二	平成二十六年五月一日

九 特定施設入居者生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
さくらの里若柳ケアハウス	栗原市若柳川北塚原十五番地七号	社会福祉法人宮城福祉会	名取市手倉田字山二百八番地一	平成二十六年五月一日

十 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
上のハウジング福祉事業部	名取市植松字錦田四十四番地一	株式会社上の組	岩沼市藤浪一丁目五番三十二号	平成二十六年四月一日
ダスキンヘルスレント登米ステーション	登米市迫町佐沼字江合二丁目五番地一	株式会社あさの	登米市東和町米谷字元町百七十六番地	平成二十六年八月一日

十一 小規模多機能型居宅介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ユースポ岩沼サポートセンター	岩沼市藤浪二丁目六番十号	株式会社ユースポーツライフ	名取市植松字錦田四十四一	平成二十六年五月一日

十二 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
あおい訪問看護ステーション富谷	黒川郡富谷町富谷字一枚沖十	有限会社あおい	黒川郡富谷町富谷字一枚沖十	平成二十六年六月一日
仁明会みなと居宅介護支援事業所	石巻市伊原津二丁目一番二号	医療法人社団仁明会	石巻市山下町一丁目七番二十四号	平成二十六年八月一日

十三 地域密着型介護老人福祉施設

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホーム恵み野	岩沼市押分字新田東百九一二	社会福祉法人ライフケア赤井江	岩沼市押分字新田東百九一二	平成二十六年六月一日
特別養護老人ホーム柳風園	登米市津山町柳津字黄牛新山窪百二十五番地	社会福祉法人清山会	登米市津山町柳津字黄牛新山窪百二十五番地	平成二十六年四月一日

十四 介護老人福祉施設

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム寛ぎの郷	角田市岡字駅前北一番一	社会福祉法人ふくじゅの森	角田市角田字町二百十七番地	平成二十六年八月一日
特別養護老人ホーム和らぎの郷	角田市岡字駅前北一番一	社会福祉法人ふくじゅの森	角田市角田字町二百十七番地	平成二十六年八月一日

十五 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問介護ステーションハウス・クルーナとり	名取市杜せきのした五丁目十二番地七	医療法人一秀会	栗原市金成末野台下三十一番地一	平成二十六年六月一日
いんすばいあ	岩沼市中央一丁目二番十三号	株式会社日本社会福祉総合研究所	大阪府高槻市栄町四丁目十五番二号	平成二十六年六月一日

十六 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
公益社団法人宮城県看護協会柴田・角田地域訪問看護ステーション	柴田郡大河原町字新南三十四番地五	公益社団法人宮城県看護協会	仙台市青葉区八幡二丁目十番十九号	平成二十六年五月一日

十七 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ももせくりニック	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	医療法人財団五倫会	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	平成二十六年五月十五日

十八 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ももせくりニック	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	医療法人財団五倫会	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	平成二十六年五月十五日
ひまわり調剤薬局	東松島市矢本字南浦三十	有限会社ひまわり調剤薬局	東松島市矢本字南浦三十	平成二十五年三月一日
石垣クリニック内科循環器科	東松島市矢本字大林十四	医療法人社団石輝会	東松島市矢本字大林十四	平成二十六年二月一日
ひかり薬局大崎市民病院前	大崎市古川穂波二丁目八―十四	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四―三十四	平成二十六年五月一日
仙台調剤薬局大崎店	大崎市古川西館三丁目七番六号	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央一丁目七番地一	平成二十六年六月一日

十九 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

二十三 介護予防福祉用具貸与				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
さくらの里若柳ケアハウス	栗原市若柳川北塚原十五番地七号	社会福祉法人宮城福祉会	名取市手倉田字山二百八番地一	平成二十六年五月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム柳風園	登米市津山町柳津字黄牛新山窪百二十五番地	社会福祉法人清山会	登米市津山町柳津字黄牛新山窪百二十五番地	平成二十六年四月一日
オークの森ショートステイ	大崎市古川清水柳ノ内十四	株式会社永愛	仙台市若林区土樋二百八十七番地五	平成二十六年四月一日
二十二 介護予防特定施設入居者生活介護				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホーム恵み野	岩沼市押分字新田東百九一	社会福祉法人ライフケア赤井江	岩沼市押分字新田東百九一	平成二十六年六月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
齊藤病院	石巻市山下町一丁目七番二十四号	医療法人社団仁明会	石巻市山下町一丁目七番二十四号	平成二十六年二月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ももせくりニック	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	医療法人財団五倫会	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	平成二十六年五月十五日
二十一 介護予防短期入所生活介護				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ユースポ巨理デイトレセンター	巨理郡巨理町逢隈中泉字沼添七十五一	株式会社ユースポーツライ	名取市植松字錦田四十四一	平成二十六年六月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ライフケアセンター名取デイサービスセンター	名取市増田字柳田三十七番地三	医療法人社団洞口会	名取市増田字柳田八	平成二十六年五月十二日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ユースポ館腰デイサービス	名取市植松字錦田四十四番地一	株式会社ユースポーツライ	名取市植松字錦田四十四番地一	平成二十六年六月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスまひやの家	栗原市金成小迫高見山七番地一	社会福祉法人アガフィヤの郷	栗原市金成沢辺字南百八十九番地一	平成二十六年一月十三日
二十 介護予防通所リハビリテーション				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ユースポ巨理デイトレセンター	巨理郡巨理町逢隈中泉字沼添七十五一	株式会社ユースポーツライ	名取市植松字錦田四十四一	平成二十六年六月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ライフケアセンター名取デイサービスセンター	名取市増田字柳田三十七番地三	医療法人社団洞口会	名取市増田字柳田八	平成二十六年五月十二日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ユースポ館腰デイサービス	名取市植松字錦田四十四番地一	株式会社ユースポーツライ	名取市植松字錦田四十四番地一	平成二十六年六月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスまひやの家	栗原市金成小迫高見山七番地一	社会福祉法人アガフィヤの郷	栗原市金成沢辺字南百八十九番地一	平成二十六年一月十三日

上のハウジング福祉事業部	名取市植松字錦田四十四番地一	株式会社上の組	岩沼市藤浪一丁目五番三十二号	平成二十六年四月一日
ダスキンヘルスレント登米ステーション	登米市迫町佐沼字江合一丁目五番地一	株式会社あさの	登米市東和町米谷字元町百七十六番地	平成二十六年六月一日

二十四 介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ユースボ岩沼サポートセンター	岩沼市藤浪二丁目六番十号	株式会社ユースポーツライ	名取市植松字錦田四十四一	平成二十六年五月一日

二十五 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
愛の家グループホーム石巻開北	石巻市開北二丁目十二番五十号	メディカル・ケア・サービ ス東北株式会社	仙台市宮城野区岩切字稲荷百九十三番地二	平成二十六年六月一日
グループホームまりやの家	栗原市金成小迫高見山七番地一	社会福祉法人アガフィヤの 郷	栗原市金成沢辺字南百八十九番地一	平成二十六年四月一日
グループホームすみちゃんの家	東松島市小野字中の関六番二	社会福祉法人ことぶき会	東松島市小野字中の関六番二	平成二十六年五月一日

二十六 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
上のハウジング福祉事業部	名取市植松字錦田四十四番地一	株式会社上の組	岩沼市藤浪一丁目五番三十二号	平成二十六年四月一日
ダスキンヘルスレント登米ステーション	登米市迫町佐沼字江合一丁目五番地一	株式会社あさの	登米市東和町米谷字元町百七十六番地	平成二十六年六月一日

二十七 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
上のハウジング福祉事業部	名取市植松字錦田四十四番地一	株式会社上の組	岩沼市藤浪一丁目五番三十二号	平成二十六年四月一日
ダスキンヘルスレント登米ステーション	登米市迫町佐沼字江合一丁目五番地一	株式会社あさの	登米市東和町米谷字元町百七十六番地	平成二十六年六月一日

○宮城県告示第六百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	
		石巻市青葉在宅介護支援センター	石巻市門脇字一番谷地五十七番地の十八	医療法人社団仁明会青葉居宅介護支援事業所		開設者の名称
		仁明会訪問リハビリステーション	石巻市山下町一丁目七番二十四号	医療法人社団仁明会		開設者の所在地
		医療法人社団仁明会訪問リハビリステーション山下				
新	旧	公益社団法人宮城県看護協会栗原訪問看護ステーション	栗原市若柳字川南戸の西四	公益社団法人宮城県看護協会	仙台市青葉区八幡二丁目十番十九号	平成二十六年六月十六日
		栗原市築館伊豆二丁目七番十七号				

○宮城県告示第六百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
ユースポ亘理デイサービス	亘理郡亘理町逢隈中泉字沼添八十三番地三	株式会社ユースポーツライ	通所介護 居宅介護支援 介護予防通所介護	平成二十六年五月三十一日
上のハウジング福祉事業部	岩沼市たけくま二丁目五番九号	株式会社上の組	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成二十六年三月三十一日

○宮城県告示第六百七十号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。
 平成二十六年八月一日

一 訪問介護
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四七〇九〇〇六七	訪問介護アン・サン・ブル多賀城市高橋二丁目十四番地四号	株式会社ヴァーベナ	平成二十六年五月一日
○四七〇八〇〇三九二	訪問介護ステーションのみ角田市梶賀字一里壇百四十五番地六	株式会社ケアハウス青葉	平成二十六年五月十五日
○四七〇七〇一〇〇四	訪問介護ステーションハウス・クルーなとり名取市杜せきのした五丁目十二番地の七	医療法人一秀会	平成二十六年六月一日
○四七〇八〇〇四〇〇	訪問介護ステーション暖角田市横倉字卯ノ崎九十四番七号	株式会社ミツイ	平成二十六年六月一日

二 通所介護

○四七二二〇二六八	デイサービスかすみ草柴田郡柴田町船岡土手内二丁目十四番二十三号	株式会社かすみ草	平成二十六年五月一日
○四七二六〇〇五三五	スマイルマミー宮城県松島町松島字東浜四番地	有限会社マミーホーム	平成二十六年五月一日
○四七二六〇〇八六五	デイサービス 松島マミーホーム宮城県松島町松島字東浜四番地	有限会社マミーホーム	平成二十六年五月一日
○四七三二〇〇九五六	デイサービス風蘭遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八番地一	有限会社ポブラ	平成二十六年五月六日
○四七〇八〇〇四一八	デイサービス暖角田市横倉字卯ノ崎九十四番七号	株式会社ミツイ	平成二十六年六月一日
○四七二四〇〇四一八	デイサービスなごみ地栗原市若柳川北塚ノ越六番	株式会社アイズ	平成二十六年六月一日
○四七二四〇〇六九六	ユースポ中泉デイサービス亘理郡亘理町逢隈中泉字沼添八十三番三	株式会社ユースポーツ	平成二十六年六月一日
○四七二四〇〇七〇四	ユースポ亘理イトレセンター亘理郡亘理町逢隈中泉字沼添七十五番地一	株式会社ユースポーツ	平成二十六年六月一日
○四七二六〇〇八七三	デイサービスなごみサロン365宮城県七ヶ浜町汐見台南二丁目二十番地の六	株式会社ヒマワリ	平成二十六年六月一日
○四七三二〇〇九六四	デイサービス七福遠田郡美里町素山町六十八番地	有限会社福寿	平成二十六年六月一日
○四七二五〇二二五二	デイサービスいやしの社大崎市鹿島台平渡字西銭神十七番地	株式会社福祉の社	平成二十六年六月十五日

三 福祉用具貸与

○四七二二〇二六八	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七二二〇二四一八	〇四七二二〇二四一八	キング・D・サービス 刈田郡蔵王町大字曲竹字神西四番地四	株式会社信成堂	平成二十六年五月一日
○四七二二〇二二三七	〇四七二二〇二二三七	デイサービスせんじゅうじ大崎市古川千手寺町一丁目七番三十一号	株式会社トキ	平成二十六年五月一日
○四七〇七〇〇九九八	〇四七〇七〇〇九九八	ライフケアセンター名取市増田字柳田三十七番地三	医療法人社団洞口会	平成二十六年五月一日
○四七〇二〇二六一五	〇四七〇二〇二六一五	リハビリサロンPlace石巻市駅前北通り二丁目九番二十六号	株式会社夢工房	平成二十六年五月一日
○四七二一三〇一六八九	〇四七二一三〇一六八九	デイサービス四季彩館栗原市築館下宮野砂田十六番地一	株式会社ふれ愛館	平成二十五年十月十五日

四 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二二〇一四一八	ダスキンヘルスレント登米ステーション 登米市迫町佐沼字江合一丁目五番地一	株式会社あさの	平成二十六年六月一日

〇宮城県告示第六百七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇二〇二六〇七	きんもくせい 石巻市流留字赤坂前一番地 一コーボけやき一〇三	有限会社石巻家	平成二十六年五月一日
〇四七一五〇二二四五	居宅介護支援事業所せんじゅ 大崎市古川千手寺町一丁目七番三十一号	株式会社トキ	平成二十六年五月一日
〇四七二六〇〇八五七	マミーホーム 居宅介護支援事業所 宮城県松島町松島字東浜四番地	有限会社マミーホーム	平成二十六年五月一日
〇四七〇二〇二六二三	介護相談所とやけの虹 石巻市南境字妙見十九	株式会社とやけの森	平成二十六年五月十五日
〇四七〇三〇〇八六四	居宅介護支援センターひかり 塩竈市字伊保石六番地八	アポロキユアサービス株式会社	平成二十六年五月十五日
〇四六二七九〇〇五六	あおい訪問看護ステーション富谷 黒川郡富谷町富谷字一枚沖十	有限会社あおい訪問看護ステーション	平成二十六年六月一日
〇四七〇二〇二六三二	居宅介護支援事業所 キヤッツ 石巻市和潤字北和潤二番一十五番地	株式会社ほたるの宿	平成二十六年六月一日
〇四七〇二〇二六四九	仁明会みなと居宅介護支援事業所 石巻市伊原津二丁目一番二号	医療法人社団仁明会	平成二十六年六月一日

〇四七〇八〇〇四二六

〇四七〇八〇〇四二六	居宅介護支援事業所暖々 角田市横倉字卯ノ崎九十四番十七号	株式会社ミツイ	平成二十六年六月一日
〇四七〇九〇〇六八九	居宅介護アン・サン・ブル 多賀城市高橋二丁目十四番十五号鈴勝店舗四号	株式会社ヴァーベナ	平成二十六年六月一日
〇四七二四〇〇七〇四	ユースポ巨理デイトレセン ター 巨理郡巨理町逢隈中泉字沼添七十五番地一	株式会社ユースポーツライフ	平成二十六年六月一日

〇宮城県告示第六百七十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇八〇〇四三四	特別養護老人ホーム寛ぎの郷 角田市岡字駅前北一番一	社会福祉法人ふくじゅの森	平成二十六年六月一日
〇四七〇八〇〇四四二	特別養護老人ホーム和らぎの郷 角田市岡字駅前北一番一	社会福祉法人ふくじゅの森	平成二十六年六月一日

〇宮城県告示第六百七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防訪問介護	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇九〇〇六七一	訪問介護アン・サン・ブル 多賀城市高橋二丁目十四番十五号鈴勝店舗四号	株式会社ヴァーベナ	平成二十六年五月一日
〇四七〇八〇〇三九二	訪問介護ステーションのぞみ 角田市梶賀字一里壇百四十	株式会社ケアハウス青葉	平成二十六年五月十五日

二 介護予防通所介護			
介護予防通所介護	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇七〇一〇〇四	五番地六 訪問介護ステーションハウ ス・クルーなとり	医療法人一秀会	平成二十六年 六月一日
〇四七〇八〇〇四〇〇	訪問介護ステーション暖暖 角田市横倉字卯ノ崎九十四 番十七号	株式会社ミツイ	平成二十六年 六月一日
〇四七二六〇〇八六五	デイサービスせんじゅうじ 大崎市古川千手寺町一丁目 七番三十一号	株式会社トキ	平成二十六年 五月一日
〇四七二二〇二二四七	キング・D・サービス 刈田郡蔵王町大字曲竹字神 西四番地四	株式会社信成堂	平成二十六年 五月一日
〇四七二二〇二二六八	デイサービスかすみ草 柴田郡柴田町船岡土手内二 丁目十四番二十三号	株式会社かすみ草	平成二十六年 五月一日
〇四七二六〇〇八六五	デイサービス 松島マミー ホーム 宮城県松島町松島字東浜四 番地	有限会社マミーホーム	平成二十六年 五月一日
〇四七三二〇〇九五六	デイサービス風蘭 遠田郡美里町牛飼字牛飼三 十八番地一	有限会社ポブラ	平成二十六年 五月六日
〇四七〇八〇〇四一八	デイサービス暖暖 角田市横倉字卯ノ崎九十四 番十七号	株式会社ミツイ	平成二十六年 六月一日
〇四七二二〇一七五四	デイサービスなごみ 栗原市若柳川北塚ノ越六番 地	株式会社アイズ	平成二十六年 六月一日
〇四七二四〇〇七〇四	ユースポ亓理デイトレセン	株式会社ユースポーツラ	平成二十六年

三 介護予防福祉用具貸与			
介護予防福祉用具貸与	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二二〇二二五二	リハビリサロンPlace 石巻市駅前北通り二丁目九 番二十六号	株式会社夢工房	平成二十六年 五月一日
〇四七二二〇二二六八	ライフケアセンター名取 名取市増田字柳田三十七番 地三	医療法人社団洞口会	平成二十六年 五月一日
〇四七二二〇二二八八	グスキンヘルスレント登米 登米市追町佐沼字江合一丁 目五番地一	株式会社あさの	平成二十六年 六月一日

四 特定介護予防福祉用具販売			
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二二〇二二四一八	グスキンヘルスレント登米 登米市追町佐沼字江合一丁 目五番地一	株式会社あさの	平成二十六年 六月一日

一 訪問介護			
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇七〇〇八四〇	有限会社よつば介護サービ ス 名取市大手町五丁目十番地	有限会社よつば介護サー ビス	平成二十六年 五月三十一日

〇宮城県告示第六百七十四号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業
 者から次のとおり廃止する旨届出があった。
 平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七〇八〇〇三八四	訪問介護ステーション暖暖 角田市横倉字卯ノ崎九十四 番十七号	有限会社ミツイ設計	平成二十六年 五月三十一日
〇四七〇九〇〇四四〇	訪問介護ステーションハウ ス・クルー多賀城 多賀城市高橋三丁目十一番 二十二号	医療法人一秀会	平成二十六年 五月三十一日

二 訪問入浴介護

〇四七〇五〇〇六一二	訪問入浴サービスやすらぎ 気仙沼市西中才三百四番地 三	社会福祉法人気仙沼市社 会福祉協議会	平成二十六年 五月一日
------------	-----------------------------------	-----------------------	----------------

三 通所介護

〇四七〇八〇〇三一九	デイサービス暖暖 角田市横倉字卯ノ崎九十四 番十七号	有限会社ミツイ設計	平成二十六年 五月三十一日
〇四七二四〇〇四六四	ユースポ理デイサービス 亘理郡亘理町逢隈中泉字沼 添八十三番地三	株式会社ユースポーツラ イフ	平成二十六年 五月三十一日

〇宮城県告示第六百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四四〇三四〇二〇六	株式会社アサヒ薬局 塩竈市港町二丁目五番十号	株式会社アサヒ薬局	平成二十六年 五月一日
〇四七〇五〇〇四五五	やすらぎ在宅介護支援セン ター 気仙沼市東八幡前百三十一 番地	社会福祉法人気仙沼市社 会福祉協議会	平成二十六年 五月一日
〇四七〇七〇〇八四〇	有限会社つば介護サービ ス	有限会社つば介護サー ビス	平成二十六年

〇四七〇八〇〇三一九	デイサービス暖暖 角田市横倉字卯ノ崎九十四 番十七号	有限会社ミツイ設計	平成二十六年 五月三十一日
〇四七二四〇〇四六四	ユースポ理デイサービス 亘理郡亘理町逢隈中泉字沼 添八十三番地三	株式会社ユースポーツラ イフ	平成二十六年 五月三十一日
〇四七一五〇二二六一	古川中央整骨院居宅介護支 援事業所アシスト 大崎市古川台町五番二十二 号	有限会社櫻コーポレ ーション	平成二十六年 六月十五日

〇宮城県告示第六百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

〇四七〇七〇〇八四〇	有限会社つば介護サービ ス 名取市大手町五丁目十番地 の五	有限会社つば介護サー ビス	平成二十六年 五月三十一日
〇四七〇八〇〇三八四	訪問介護ステーション暖暖 角田市横倉字卯ノ崎九十四 番十七号	有限会社ミツイ設計	平成二十六年 五月三十一日
〇四七〇九〇〇四四〇	訪問介護ステーションハウ ス・クルー多賀城 多賀城市高橋三丁目十一番 二十二号	医療法人一秀会	平成二十六年 五月三十一日

二 介護予防訪問入浴介護

〇四七〇五〇〇六一二	訪問入浴サービスやすらぎ 気仙沼市西中才三百四番地 三	社会福祉法人気仙沼市社 会福祉協議会	平成二十六年 五月一日
------------	-----------------------------------	-----------------------	----------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七〇八〇〇三一九	デイサービス暖 角田市横倉字卯ノ崎九十四番十七号	有限会社ミツイ設計	平成二十六年 五月三十一日
〇四七二四〇〇四六四	ユースポ巨理デイサービス 巨理郡巨理町逢隈中泉字沼添八十三番地三	株式会社ユースポツラ イフ	平成二十六年 五月三十一日

○宮城県告示第六百七十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百六十六 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の石巻 市東部支所の 地区のうち福 貴、屋敷、土 手、小田浜の 区域	平成二十六年 七月九日	石巻市福貴浦字小田浜 二十四 敏春 平塚 敏春 石巻市福貴浦字土手一 二 阿部 一弘	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	十八人

○宮城県告示第六百七十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百六十九 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の石巻 市東部支所の 地区のうち鹿 立、屋敷の区域	平成二十六年 七月九日	石巻市狐崎浜字鹿立屋 敷十五 裕治 石巻市狐崎浜字立屋 敷十一 房雄 平塚 房雄	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	七人

○宮城県告示第六百七十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百七十加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の石巻 市東部支所の 地区のうち狐 崎、屋敷、道 上、清水、柳 沢の区域	平成二十六年 七月九日	石巻市狐崎浜字狐崎屋 敷十 佐藤 信也 石巻市狐崎浜字柳沢入 七 菅野 清也	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	十二人

○宮城県告示第六百八十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

する要件に適合するものと認める。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百七十二 加入区	平成十九年宮 城告示第 百十八号 (漁業災害補償法 に基づく漁業 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定) で告示された 宮城県漁業協 同組合の石巻 市東部の石巻 地区のうち牧 屋敷、福貴 道、竹浜道の 区域	平成二十六年 七月九日	石巻市牧浜字牧屋敷十 四一 悟 阿部 喜 石巻市牧浜字竹浜道五 二 喜	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	七人

○宮城県告示第六百八十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百七十五 加入区	平成十九年宮 城告示第 百十八号 (漁業災害補償法 に基づく漁業 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定) で告示された 宮城県漁業協 同組合の石巻 市東部の石巻 地区のうち竹 屋敷、竹屋敷 の区域	平成二十六年 七月九日	石巻市竹浜字竹屋敷九 阿部 輝喜 石巻市竹浜字家ノ入十 二 伸佳 平塚 伸佳	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	五人

○宮城県告示第六百八十二号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品	認証 番号	品 目	申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称	製 造 業 者 の 名 称 又 は 屋 号	製 造 所 等 の 所 在 地
	百四十 六	宮城県産 仙台味噌	株式会社佐々重 代表取締役社長 佐々 木 淳一郎	社 仙 台 味 噌 醬 油 株 式 会 社	大崎市松山金谷字山葵沢東六 番一 号
	百四十 八	杵つきも ち	有限会社もちべえ 代表取締役 佐々木 傳兵衛	有 限 会 社 み と り の ふ る さ と フ ァ ー ム	遠田郡美里町北浦字谷地百一 号
	百四十 九	ずんだ餅	有限会社もちべえ 代表取締役 佐々木 傳兵衛	有 限 会 社 み と り の ふ る さ と フ ァ ー ム	遠田郡美里町北浦字谷地百一 号

二 認証年月日

平成二十六年七月二十四日

○宮城県告示第六百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変 更 の 前 後	敷 地 の 幅 員 (メートル)	敷 地 の 延 長 (メートル)
牡鹿郡女川町浦宿浜字門前三一番九地	前	七・三 一四・一	一、〇七八・五

先から 同郡同町黄金町六六番三地先まで	後 八・〇、 一五・八	一、〇七八・五
------------------------	-------------------	---------

○宮城県告示第六百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
国 道	三九八号	牡鹿郡女川町浦宿浜字門前三一番九地先から同郡同町黄金町六六番三地先まで	平成二十六年八月一日

○宮城県告示第六百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	河南登米線	登米市豊里町白鳥一番一三地先から同市豊里町白鳥山一〇三番四地先まで	平成二十六年八月一日

○宮城県告示第六百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年八月一日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十六年一月二十日	村上伸一	柴田郡村田町大字沼辺字上ノ山二番地十三	理事
平成二十六年四月十二日	大槻輝男	柴田郡村田町大字沼辺字千塚三十番地	理事

公 告

○採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十六年十月十日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

勝山館

仙台市青葉区上杉二丁目一番五〇号

（出願者数の状況により、会場を変更する場合があります。会場の変更については、出願者に郵送する受験票で指定する。）

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成二十六年九月二日（火）から同月十六日（火）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものを有効とする。

2 受験手数料は八千円とし、受験願書に八千円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所配布する。

4 受験願書の提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

(電話)〇二二二二二二二二七三二

5 受験願書の添付書類

写真(手札形(縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

〇砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定に基づく平成二十六年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十六年十一月十四日(金) 午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

宮城県自治会館二〇六会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成二十六年十月一日(水)から同月十四日(火)までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は七千六百円とし、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課及び各地方振興事務所で配布する。

4 受験願書の提出先

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県経済商工観光部産業立地推進課(電話)〇二二二二二二二二七三二

5 受験願書の添付書類

写真(手札形(縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

黒川郡富谷町明石字上向田五十九番二、六十一番、六十二番一、六十二番二、六十三番、六十四番、六十九番一、七十一番四、七十七番二、七十八番一、七十八番二、八十一番一、八十一番五、八十二番、八十三番、八十五番、八十六番、八十七番二、五十九番二地先の水、同町明石台一丁目四番十四、十番十四及び十三番十七並びに同町明石字上向田五十五番一、五十五番二、五十九番一、五十九番三、六十番一、六十番二、六十六番三、六十九番四、八十番三、八十一番三、八十七番一、五十五番一、五十五番二地先の水、八十二番地先の水及び同町明石台一丁目十三番十七地先の水の各一部(一六、三一、三二工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

黒川郡富谷町明石台二丁目二十二番地の十
富谷町明石台東地区共同開発事業体
代表 伊澤 隆平

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

名取市高館熊野堂字余方上五番十一の一部並びに同字余方川端十一番一、十一番十三及び十一番十七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

大阪府城東区鳴野東二丁目二番一号
タカラスタンダード株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油(JIS一種二号) 百七十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十六年九月十一日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十六年十一月 二百キロリットル 平成二十七年二月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五)へ平成二十六年八月七日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一 号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 荻野 智志 電話〇二二二二一一三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十六年八月二十二日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年八月二十二日まで
に必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に
当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十六年八月二十六日午前九時から平成二十六年八月二十九日午後五時ま
で

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十六年八月二十九日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時まで配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名
称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書すること。）にて到達すること。ただし、
入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十六年九月一日午前十時 高校教育課内（宮城県庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並
びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）に
よる。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札
者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となる
ため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及
び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。
6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予
定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。
7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
8 契約書作成の要否 要
9 申請書等の作成に關する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K 2205-1980) Class 1, No.2) 170
Kiloliters

2 Deadline for Delivery : September 11, 2014

3 Place of Delivery : Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : August 29, 2014, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Satoshi Ogino, General Affairs Section, Upper Secondary School Education
Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai,
Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

○政府調達に關する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年八月一日

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成二十六年十月一日から平成三十一年九月三十日まで

4 設置場所 宮城県泉高等学校、亘理高等学校、志津川高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に關する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとし、本人札に係る一般競争入札参加資格の審査
を受けなければならない。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五）へ平成二十六年八月十四日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二二二一三六二三）
入札説明書の交付期限

平成二十六年八月十四日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年八月十四日（木）まで2あて必着のこと。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年八月十三日（水）から平成二十六年八月二十日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年八月二十日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年八月二十二日（金）午前九時から平成二十六年九月一日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十六年九月一日（月）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす

6 開札の日時及び場所

平成二十六年九月二日（火）午前十時 宮城県庁舎十六階 高校教育課内
入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三4の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けない者
5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に關する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of computers for educational use in Miyagi Prefectural High Schools (one set)

2 Duration of Contract : October 1, 2014 to September 30, 2019

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Izumi High School, Miyagi Prefectural Watari High School, Miyagi Prefectural Shizugawa High School

4 Deadline for Bid : Monday September 1st 2014 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Toyoko Umehara. Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年八月一日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 三組

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 貸借期間 平成二十六年十月一日から平成三十一年九月三十日まで

4 設置場所

(一) 宮城県登米高等学校 一式

(二) 宮城県伊具高等学校 一式

(三) 宮城県石巻工業高等学校 一式

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとし、本入札に係る一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十六年八月十四日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二―二二―一三六二三）

3 入札説明書の交付期限

平成二十六年八月十四日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年八月十四日（木）まで2あて必着のこと。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年八月十三日（水）から平成二十六年八月二十日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年八月二十日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年八月二十二日（金）午前九時から平成二十六年九月一日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十六年九月一日（月）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 一の4の(一) 平成二十六年九月二日（火）午前十時二十分 宮城県庁舎十六階 高校教育課内

(二) 一の4の(二) 平成二十六年九月二日（火）午前十時四十分 宮城県庁舎十六階 高校教育課内

(三) 一の4の(三) 平成二十六年九月二日（火）午前十一時 宮城県庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三4の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of electronic computer systems in Miyagi Prefectural High Schools (three sets)

2 Duration of Contract : October 1, 2014 to September 30, 2019

3 Place of Implementation

(1) Miyagi Prefectural Tome High School, Tome City Miyagi Prefecture

(2) Miyagi Prefectural Igu High School, Marmori Town Miyagi Prefecture

(3) Miyagi Prefectural Ishinomaki Technical High School, Ishinomaki City Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : Monday September 1st, 2014, 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Toyoko Umehara, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十一号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年八月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二特別養護老人ホーム抱優館八乙女の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム梅が丘

同 市泉区本田町二〇番八号

特別養護老人ホーム梅が丘(介護予防)短期入所生活介護

同 市泉区本田町二〇番八号

附則

この告示は、平成二十六年八月一日から施行する。